

## 適切な民事裁判の実現を目指して

裁判と聞くと、みなさんはどんなイメージをお持ちですか？「厳格」、「関わりがない」、「怖い」などといった声が聞こえてきそうです。カンボジアの場合、「裁判」は、日本の場合よりも日常生活からかけ離れた存在かもしれません。日常生活で何らかの問題が発生した際、その問題を解決する手段の一つが裁判ですが、「裁判を起こせば問題が適切に解決される」という裁判に対する信頼がなければ、裁判という手段を選ぼうとは思いません。

カンボジアの司法省と共に行っているプロジェクトは、民事裁判が適切に運用されることを目指した活動です。カンボジアでは、日本の支援によって民法(2007年)と民事訴訟法(2006年)が成立しており、民法・民事訴訟法に基づいた適切な運用がなされるための土台を整備しています。具体的には、民法や民事訴訟法に関連する法令を作ったり、民事裁判を行うのに必



裁判官のためのセミナー（2020年3月実施）

要な書式の記載例を作ったり、民事裁判の判決書を一般に公開するための活動です。

その中では、裁判官の能力強化も重要な取り組みの一つです。民事裁判が適切に運用されるためには、裁判官が民法・民事訴訟法を正しく理解することが不可欠です。毎週、裁判官、検察官、司法省職員らが集まる会合を開催し(新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から現在はオンラインで実施)、民事裁判で起こっている問題点について話し合い、その結果をセミナーで裁判官に共有するなどしています。

民事裁判が適切に運用され、誰もが安心して裁判を利用できるよう、これからも活動を続けていきたいと思えます。

### JICA Plaza Cambodia

6th floor, Building #61-64, Preah Norodom Blvd., Phnom Penh  
tel : 023-211-673

<https://www.jica.go.jp/cambodia/office/about/ngodesk/about.html>

※ご相談がある場合は予約が必要です。



オンラインでの会合

### 福岡文恵 FUKUOKA Fumie

神奈川県出身。検察官。東京、横浜、釧路、仙台、秋田等の地方検察庁で勤務した後、2017年4月に法務省法務総合研究所国際協力部勤務となり、アジア各国に対する法整備支援活動に従事。2019年3月から、民法・民事訴訟法運用改善プロジェクトのJICA専門家としてカンボジアに赴任。

プロジェクトHP: <https://www.jica.go.jp/project/cambodia/025/index.html>

カンボジアの民法はこちらから:

<https://www.jica.go.jp/cambodia/office/information/investment/05.html>